

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第39号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により，職員の給与について，次の措置を講じることとしました。

1 初任給調整手当の月額限度額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
医療職給料表の適用を受ける職員	159,100円	国家公務員との均衡を考慮して市規則で定める額

2 通勤手当の額の改定

- (1) 自転車を使用する距離が片道10キロメートル未満である職員に係る通勤手当の額の加算措置

区 分	加 算 額
片道5キロメートル未満	1,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	500

- (2) 自転車等を使用する距離が片道10キロメートル以上である職員で，へき遠地に所在する勤務公署に勤務するもの等に係る通勤手当の額

区 分	改 正 前	改 正 後
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円	7,200円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	8,900	9,800
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	11,300	12,400
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	13,700	15,100
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	16,100	17,700
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	18,500	20,400
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	20,900	23,000
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	21,800	24,000

片道50キロメートル以上55キロメートル未満	22,700	25,000
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	23,600	26,000
片道60キロメートル以上	24,500	27,000

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第39号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「159,100円」を「一般職の職員の給与に関する法律第10条の4第1項第1号に掲げる官職のうち本市の区域内に所在する国の官署に置かれる官職に新たに採用された国家公務員に支給される初任給調整手当の額との均衡を考慮して別に定める額」に改める。

第9条第2項第2号中「額」の右に「(次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあつては1,000円,当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては500円をそれぞれその額に加算した額)」を加え,同号ウ中「6,500円」の右に「(へき遠地として別に定める区域に所在する勤務公署に勤務する職員及び当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員(以下この号において「へき遠地勤務職員等」という。))にあつては,7,200円)」を加え,同号エ中「8,900円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては,9,800円)」を加え,同号オ中「11,300円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては,12,400円)」を加え,同号カ中「13,700円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては,15,100円)」を加え,同号キ中「16,100円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては,17,700円)」を加え,同号ク中「18,500円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては,20,400円)」を加え,同号ケ中「20,900円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては,23,000円)」を加え,同号コ中「2

1, 800円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては, 24, 000円)」を加え, 同号サ中「22, 700円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては, 25, 000円)」を加え, 同号シ中「23, 600円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては, 26, 000円)」を加え, 同号ス中「24, 500円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては, 27, 000円)」を加える。

#### 附 則

この条例は, 平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)